

第59回 制度設計専門会合資料4-1 「一般送配電事業者のインバランス収支について」に対する委員等からの御意見**●村上委員（公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 環境委員長）**

インバランス料金の異常な高騰により、想定できないレベルの高額な負担を負った事業者に還元すべきであり、高騰の影響を受けていない事業者にまで還元するのはかえって不公平。

損失が大きくなかった事業者は還元された金額を電気料金の値下げ原資にできるが、損失が大きかった事業者は、損失の補填すらしきれず、かえって自由競争をゆがめると考える。

ただ、返還をインバランス料金を負担した小売り事業者に絞るとした場合、頑張って市場調達をした事業者に不公平が出ないように、返還対象はスポット約定価格よりも高いインバランス料金のみとすることが妥当と考える。

遡及措置については、すでに分割特措を「約款によりにくい特別な理由」として認可したのだから、この考え方に基づけば、遡及できない、というのはおかしいと考える。インバランス料金の負担者への遡及的な還元についても、1つの案として、資料に記載してほしい。

またインバランス料金の議論からは外れるが、FIT 特定卸のルールの下で、大きな損失を受けた事業者への対応も検討していただきたい。

●岩船委員（東京大学 生産技術研究所 特任教授）

累積赤字をそのままにしておいたこともまずかったが、黒字をそのままにしているのもおかしいため、過去を含めて調整するのは合理的な判断と考える。システム利用者に還元するという考え方は合理的と感じている。

●大橋委員（東京大学大学院経済学研究科 教授）

これまでのインバランス収支累積赤字について制度変更等後の収支残に対しても精算されるべきだった。

制度における事前と事後の公平性という観点で、インバランス料金の精算がルールに基づいて行われることは重要であり、事業者の事業規律は守られていかななくてはならない。その中で、託送料金で還元するのは、1つの基本的な考え方である。

●新川委員（西村あさひ法律事務所 パートナー 弁護士）

インバランス収支は一般送配電事業者の努力が及ばないものであり、インバランス収支を通常の営業利益等で扱わず、制度上プラス・マイナ

スを調整するという考え方は良いと考える。また、今回の黒字を全て還元と考えるのではなく、これまでの赤字についても勘案することは妥当。

損失を出した事業者に還元するという考え方は、還元の基準が曖昧になることに加え、今回事業者保護のために損失補填を行うことにより却って市場の規律を曖昧にするのではないか。

●松村委員（東京大学 社会科学研究所 教授）

インバランス収支の過去の累積赤字に今冬の黒字分を足し併せること自体は、一般論として自然な発想で合理的な提案と思うが、本当にそれでいいのかは疑問。

過去の赤字が放置されてきたのでは無く、その要因が構造的なものであれば、制度の修正を行ってきた。

初期の収支が赤字となった大きな要因は、大量に余剰インバランスを出し、収益をあげた事業者がいたこと。そのかなりの部分が旧一電であったということ。一般送配電事業者の赤字は、旧一電の黒字に付け替えられたという議論が過去されており、そのような性格もある過去の収支の赤字と、今冬の黒字を足し合わせることにについて、自明に正しいとは思わない。

託送料金や容量市場等で一律に還元することは合理的で有力な選択肢の一つ。損失を出した事業者に還元することがインセンティブのゆがみになるという議論には一定の説得力がある。一方、赤字、黒字と無関係に、不足インバランスの支払額を一律減額する原資にするやり方なら、恣意性が働く余地は乏しく、透明性もある。この案は、インセンティブのゆがみになるとの観点からは筋がいいとは思わないが、わかりやすくはあり、選択肢の一つとなり得る。

●林委員（早稲田大学大学院 先進理工学研究科 教授）

次に、同じ事が起こった時に、合理的な説明ができて、同じことが実行できるかが重要。

特定の事業者に還元することは、線引きが難しいし、制度がゆがむ。インバランス収支について、赤字に対しては制度の修正を行ってきたが、黒字に対してどうするかは資源エネルギー庁の議論にまかせるが、しっかりと議論が必要。

●山内委員（武蔵野大学経営学部 特任教授）

事務局提案に賛同するが、これまでの赤字を今冬の黒字と単純に足し併せることがよいのかという松村委員の意見に賛同。

特定の者への還元は無理であり、託送料金等で還元していくことだろうと、考える。

●松本オブ（九州電力株式会社 コーポレート戦略部門 部長（エネルギー戦略担当））

特定の事業者への補填という点では、供給義務を果たすために懸命に市場調達をした小売事業者と、インバランスに任せるとした小売事業者との行動の違いを考えると、事務局提案が一番妥当ではないか。

●中野オブ（SB パワー株式会社 代表取締役兼 CEO）

これまで調整が行われてきた過去分と今回の高騰分を合算すべきかについては、その特殊性から考えても議論の余地があるのではないか。

還元方法は、託送料金という方法もあるが、広くとらえ、インセンティブ係数（K, L）で調整することも選択肢としてあり得るのではないか。

今回の特異な事象を踏まえ、実際に負担した事業者への還元も排除せずに丁寧な議論をしていただきたい。

●竹廣オブ（株式会社エネット 取締役 経営企画部長 兼 需給本部長）

インバランス収支の黒字の多くは小売事業者の支払であり、今回の事象の特殊性からいって、還元については小売事業者に対して実施することが適切と考える。

その上で、還元方法については、仮に託送料金による還元が行われる場合、需要のシェアが大きい旧一電に多く還元される形となり、新電力への還元規模が相対的に小さくなる。負担が発生したのは多くが新電力なのだとすると一定の配慮は必要ではないか。例えば、kWhシェアで分配する場合も、経過措置料金を適用している需要家分は還元の対象外とすることや、容量市場の拠出金の負担割合に応じて還元する等の方法があるのではないか。